

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芝山町長 麻生孝之

市町村名 (市町村コード)	芝山町 (124095)
地域名 (地域内農業集落名)	白樹 (白樹)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手も65歳以上の農業者が約半数を占めており、高齢化による離農者の増加が懸念される。
- ・成田空港の機能強化により、移転する人の農地が残ってしまい耕作放棄地となる恐れがある。
- ・地区農地の約9割が水田となっているが暗渠が効かず、耕作しづらい箇所も多い。
- ・水路も泥が堆積し、機能しない箇所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手の確保に向けて地区外からの兼業農業者などの多様な担い手の参入を積極的に受け入れる体制をつくっていく。
- ・地区内に限らず地区外の農業者とも連携することで、担い手の耕作する農地集約化や担い手となる青年層のつながりをくつくるなど農業をやりやすい環境づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者等の地域内の農業を担う方が引き続き集落の農地を担っていくほか、地区外からの兼業農業者等の多様な担い手を受入れ、農用地の集積・集約化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への農地集約化を目指し、原則として機構に貸し付ける。 ・農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大規模な基盤整備事業は事業期間や地域負担の観点から実施が難しいため、必要に応じて暗渠排水や用排水路の整備等を検討する。 ・多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外から兼業農業者などの多様な経営体の定着に向けて就農に関するサポートや生産する農地の紹介、栽培技術に係る各種研修会等を開催する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払交付金等の事業を活用し、引き続き農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。